

総務教育常任委員会資料

(平成26年8月21日)

【 件 名 】

- 1 平成25年度教育行政の点検及び評価について（教育総務課）…………… 1
- 2 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について（教育環境課）…………… 6
- 3 鳥取県における今後の特別支援教育の在り方に係る意見募集の実施について
（特別支援教育課）…………… 7
- 4 手話ハンドブック（活用編）及び「あなたと一緒に歌いたい／ふるさと」DVD
（歌・手話Paix²（ペペ））の作成・配布について（特別支援教育課）…………… 8
- 5 鳥取県立図書館「国際交流ライブラリー」の開設について（図書館）…………… 9
- 6 県内文化財建造物の新規国登録について（文化財課）…………… 11
- 7 文化財の県指定について（文化財課）…………… 14
- 8 第1回鳥取県立博物館現状・課題検討委員会の結果等について（博物館）…………… 19
- 9 平成26年度全国高等学校総合体育大会について（体育保健課）……………別紙

教 育 委 員 会

平成25年度教育行政の点検及び評価について

平成26年8月21日
教 育 総 務 課

このたび、平成25年度の教育行政の点検及び評価を実施し、別添のとおりまとめました。

- 1 根 拠 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第27条
- 2 趣 旨 効果的な教育行政の推進と県民への説明責任を果たす
- 3 対 象 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況
- 4 実施方法

(1) 教育委員会の活動に対する自己評価

合議制の執行機関である教育委員会制度創設の「意義」や「特性」を踏まえ、6つの評価の観点を定め、制度の長所を生かし、短所を補う活動ができたかについて下の評価基準に基づいて自己評価を行った。

[評価の観点]

- ①教育行政に情熱と高い使命感をもって当たった。
- ②政治的中立性、首長からの独立性を保ち、教育行政を推進した。
- ③委員会運営は、公正な合議制で行った。
- ④学校現場の様々な教育課題や実情を的確に把握し、課題解決に向けて努めた。
- ⑤県民の意思、考え方を尊重し、教育委員として議論を尽くす中で、教育行政の責任を果たすべく努力した。
- ⑥教育行政の実施に当たり、説明責任を果たした。

[評価基準]

評 価	「評価の観点」に対する評価基準
◎	「評価の観点」に示された取組を「十分に行うことができた。」
○	「評価の観点」に示された取組を「概ね行うことができた。」
△	「評価の観点」に示された取組を「十分に行うことができなかった。」
×	「評価の観点」に示された取組が「ほとんどできなかった。」

(2) 平成25年度の取組についての点検・評価

鳥取県教育振興基本計画の6本の柱（施策の方向性）ごとに示された「目指すところ」や「施策目標」に向けた取組について、「H25年度の取組と成果」及び「課題及び平成26年度の対応」、数値目標に対する実績等をまとめるとともに、「最終評価」として、「目指すところ」への到達状況について、下の評価基準に基づいて評価した。

[評価基準]

区 分	各施策の「目指すところ」について
A	目的・目標を達成した。
B	ほぼ計画（予定）どおり推進している。
C	取組としてはやや遅れている（取組は進めたが、成果が出ていないものも含む）。
D	一層の（新たな）取組が必要。

(3) 有識者からの意見の聴取

教育審議会委員に対して、「教育行政の点検及び評価」の案を示し、意見の聴取を行い、反映した。

5 点検及び評価結果の概要について

(1) 平成25年度教育委員会の活動に対する自己評価

1 【意義】 政治的中立性、継続性、安定性の確保

【特性】 首長からの独立性、合議制（毎年1～2人の委員の任期到来）

評価の観点	評価	評価の背景・理由等
① 教育行政に情熱と高い使命感をもって当たった。	◎	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の招集や各所への訪問等の任務は確実に増えている状況の中、非常勤の委員という立場で精一杯勤めた。 未来のことを考えながら、何が一番良い方策かを常に考えている。 使命感をもって臨み、教育課題解決に向けて真摯に取り組むよう努めた。
② 政治的中立性、首長からの独立性を保ち、教育行政を推進した。	○	<ul style="list-style-type: none"> 様々な立場の人々と意見交換を重ねることは重要であり、その中で一定の距離感をもって政治的中立性を保つことが出来た。 教育行政上、政治的中立を保つことに支障は感じられなかったが、首長からの独立性という点では、現在の教育委員会制度改革の方向性を先取りするような形となっている首長側と行う教育協働会議や、教育振興協約の意義とあり方に関して、首長の教育に対する熱心な意向を反映しようとして意識せざるを得なかった。 未来を担う子どもたちのための教育の充実を目指し、連携すべきところは連携して教育行政を推進した。
③ 委員会運営は、公正な合議制で行った。	◎	<ul style="list-style-type: none"> 各委員がそれぞれの識見をもって、幅広い意見を出し合い、討論を尽くした上で、意見の一致をみることができた。 全員が対等な立場で、意見をすりあわせながら、合議にもとづいた運営を行った。

2 【意義】 地域住民の意向の反映

【特性】 住民による意思決定（レイマン・コントロール）

評価の観点	評価	備考
① 学校現場の様々な教育課題や実情を的確に把握し、課題解決に向けて努めた。	△	<ul style="list-style-type: none"> 学校現場の課題や実状を把握するための学校訪問などに積極的に参加しているが、各学校ごとに課題が異なり、実状把握が十分ではなく、課題解決をするまでに至っていない。
② 県民の意思、考え方を尊重し、教育委員として議論を尽くす中で、教育行政の責任を果たすべく努力した。	○	<ul style="list-style-type: none"> 県民の意思、考え方を把握するよう、情報収集に努めた。 この責任を果たすには、どこまで行ってもこれで終わりということではなく、難しさを感じている。 様々な生活状況にある県民の意思を総括的に捉えること、またそれを教育行政の中にいかに反映させていくのかということについて考えていくことは難しいと感じるが、教育行政の責任を果たすべく努力をしている。
③ 教育行政の実施に当たり、説明責任を果たした。	○	<ul style="list-style-type: none"> 様々な情報媒体を使って情報提供に努めている。 各教育委員個々としては、説明責任を果たす機会を積極的につくることのできたとは言い難いが、委員会としては説明責任を果たしている。

(2) 平成25年度教育行政の点検及び評価結果

1 生涯にわたって自ら学び、社会全体で子どもたちを育む体制づくり

施策目標	【 目指すところ 】	H25最終評価	H24最終評価
(1) 社会全体(学校・家庭・PTAやNPOなど各種団体・企業・地域社会・行政)で取り組む教育の推進	①社会全体で子どもたちを育む教育力の向上	A	B
	②地域全体による学校支援	B	B
	③学びの主体者を育成	B	B
(2) 教育の原点である家庭教育の充実	①家庭の教育力の向上	B	B
	②社会全体による家庭教育の支援	B	B
(3) 活力ある地域社会をつくる生涯学習の環境整備と活動支援	①生涯を通じて学ぶことができる環境づくりの推進・今日的課題について生涯学習機会の提供	B	B
	②人権学習の推進	B	B
	③読書活動の推進による知の地域づくり	B	B
	④公民館等社会教育施設の機能の強化と利用促進	B	B
	⑤図書館機能の充実	B	B
	⑥博物館機能の充実	B	B
	⑦高等教育機関との連携促進	B	B

2 「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育の推進

施策目標	【 目指すところ 】	H25最終評価	H24最終評価
(1) 学力向上の推進	①学校と家庭が協働した学力向上	A	—
	②自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成	B	B
	③基礎学力の確実な定着とさらなる伸長	B	B
	④教員の授業力向上	B	B
	⑤カリキュラム改善	B	B
	⑥児童生徒へ理科・科学やものづくりの楽しさや本質を伝える	B	B
(2) 豊かな人間性、社会性の育成	①道徳教育や人権教育の充実	B	B
	②読書活動の推進	A	B
	③体験活動・文化芸術活動の充実	B	B
	④不登校・いじめ問題等への取組	B	C
(3) 健やかな心身の育成	①学校体育の充実	B	B
	②健康教育の充実	B	B
	③性教育の充実	A	B
	④薬物乱用防止教育の充実	B	B
	⑤食育の推進	B	B

(4) 社会の進展に対応できる教育の推進	①情報社会を主体的に生きる人材の育成	B	B
	②環境教育の推進	B	B
	③鳥取県に愛着を持った人材の育成	B	B
	④主体的に行動する人材の育成	B	B
(5) 幼児教育の充実	①幼児教育の充実	B	B
	②子育て支援の充実	B	B
(6) 特別支援教育の充実	①自立と社会参加の促進を目指した教育環境の整備	B	—
	②特別支援学校のセンター的機能の推進	B	—
	③特別支援学校における教育の充実	—	B
	④幼稚園（保育所）小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実	B	B
	④「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用した指導の推進	B	—
	⑤発達障がいを含む障がいのある児童生徒等の一貫した指導体制の確立と関係機関との連携の充実	B	B
	⑥移行支援の推進	B	—
	⑦教員の専門性の向上	B	B
	⑧保護者支援の充実	B	—
	⑨特別支援教育の普及啓発	B	B

3 学校教育を支える教育環境の充実

施策目標	【 目指すところ 】	H25最終評価	H24最終評価
(1) 児童・生徒減少期における学校の在り方	①公立小・中学校の在り方	A	A
	②今後の高等学校の在り方	B	B
(2) 教育現場の創意工夫を活かした特色ある学校運営の推進	①県民に信頼される学校づくり	B	C
	②学校組織運営体制の充実	B	B
	③教職員の過重負担・多忙感	B	C
	④教職員の精神性疾患	C	C
(3) 使命感と実践力を備えた教職員の養成・確保・配置	①教員の資質向上や指導力・授業力の向上	B	B
(4) 安全・安心な教育環境の整備	①公立学校の耐震化	A	B
	②学校内外の安全確保	B	B
	③安全・安心な学校給食	B	B
	④学校図書館の整備の推進と教材整備の推進	B	B
	⑤修学資金の支援	B	B

	⑥校庭の芝生化	A	B
(5) 私立学校への支援の充実	①私立学校の振興	B	B
	②学校経営の健全性の向上・入学者確保	B	B
	③私立学校の耐震化	B	B

4 文化・芸術の振興と文化財の保存・活用

施策目標	【 目指すところ 】	H25最終評価	H24最終評価
(1) 文化・芸術活動の一層の振興	①文化・芸術振興による地域の「創造性」の向上	A	B
(2) 文化財を大切にし、身近に感じ、親しむことができる地域づくり	①文化財を大切にし、身近に感じ、親しむことができる地域づくり	B	B

5 スポーツの振興

施策目標	【 目指すところ 】	H25最終評価	H24最終評価
(1) 心豊かで活動的な地域スポーツ社会の構築	①少年期のスポーツ活動の適正化	B	C
	②生涯スポーツ社会の実現	B	B
	③トップアスリートの育成（競技力の向上）	B	B

6 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制づくり

施策目標	【 目指すところ 】	H25最終評価	H24最終評価
(1) 県民との協働による開かれた教育行政の推進	①県民とともに進める開かれた教育行政	B	B
	②教育問題等への迅速かつ的確な対応	B	B
	③鳥取県教育振興基本計画の確実な推進	B	B
(2) 市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進	①市町村との連携・協力体制の充実	B	C
	②高等教育機関との連携・協力の一層の推進	B	B

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成26年8月21日

教育環境課
摘 要

【新規分】

工 事 名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工 期	契約年月日	摘 要
県立鳥取西高等学校整備事業 (2工区)(建築)	鳥取市東町 二丁目	やまこう・千代田特定建設工事 共同企業体	293,760,000円 (予定価格) 307,314,000円	平成26年7月15日 ～ 平成27年3月15日	平成26年7月14日	

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方に係る意見募集の実施について

平成26年8月21日

特別支援教育課

標記のことについて県民の意見を聴取するため、以下のとおり意見募集を実施しています。

1 目的

鳥取県教育審議会学校教育等分科会特別支援教育部会において、本県における今後の特別支援教育の在り方に係る答申を作成するにあたり、これまでの審議経過を踏まえて県民の意見を広く聴取し、今後の審議において活用することを目的とする。

2 意見募集の期間

平成26年8月8日（金）から平成26年9月12日（金）まで

3 意見募集の内容

- (1) 基本的な考え方の方針について
- (2) 特別支援学校における教育の充実について
- (3) 幼稚園（保育所等）、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実について

4 意見募集の資料等

- ・チラシ、意見用紙、その他資料については、各市町村役場、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、各教育局、県立図書館に設置
- ・特別支援教育課ホームページでダウンロードが可能
《特別支援教育課》<https://www.pref.tottori.lg.jp/235900.htm>

5 意見の提出方法等

○提出先：県教育委員会事務局特別支援教育課

○提出方法：郵送、ファクシミリ、電子メール、メールフォーム、意見箱への投函

(参考) 答申までのスケジュール

- 平成26年2月 鳥取県教育委員会の中島教育委員長より鳥取県教育審議会に諮問
「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」
- ・発達障がいを含めた障がいのある児童・生徒への支援の充実について
 - ・特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実及び環境整備について
 - ・特別支援学校を拠点とした県内学校及び保護者に対する支援の在り方について
- 平成26年3月 鳥取県教育審議会にて、特別支援教育部会を設置し検討することを決定
第1回特別支援教育部会（県内有識者、当事者団体代表ら22名の委員）
- 平成26年5月 第2回特別支援教育部会
- 平成26年6月 第3回特別支援教育部会
- 平成26年7月 第4回特別支援教育部会
- 平成26年8月 意見募集を実施し、県民の意見を聴取（9月12日まで）
第5回特別支援教育部会を開催予定
- 平成26年9月 第6回特別支援教育部会を開催予定
特別支援教育部会長から教育委員長に答申を渡す予定

手話ハンドブック（活用編）及び「あなたと一緒に歌いたい／ふるさと」 DVD（歌・手話 Paix²（ペペ））の作成・配付について

平成26年8月21日
特別支援教育課

○手話ハンドブック（活用編）について

条例制定を受け、2月に作成配付した手話ハンドブック（入門編）に続き、さらなる手話に対する理解及び学習を深めるため、「手話ハンドブック（活用編）」（別添）を作成し、県内全児童生徒及び教職員に配付しました。（配布時期7月上旬）また、手話ハンドブックに対応した手話DVDは9月に配付できるよう準備を進めています。

1. 内容について

活用編では学校生活でよくある会話や鳥取県の特産物（梨、カニ、らっきょう等）、名所（鳥取砂丘、山陰海岸ジオパーク等）等の手話表現、また、「あなたと一緒に歌いたい」「ふるさと」の手話表現についても掲載した。

2. 配付先

公立小学校（133校）、中学校（62校）、高等学校（24校）、特別支援学校（11校）
私立学校（8校）
市町村教育委員会等

3. 配付部数

児童生徒・教職員 76,000部（一人一冊配付）
その他 4,000部

○「あなたと一緒に歌いたい／ふるさと」DVD（歌・手話 Paix²（ペペ））について

手話ハンドブック（活用編）にも掲載した第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会テーマソング「あなたと一緒に歌いたい」を鳥取県出身デュオのPaix²（ペペ）が手話で表現しながら歌うDVDを作成し、第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会の盛り上げと手話の普及に活用できるように配布しました。

1. 配付先

公立小学校（133校）、中学校（62校）、高等学校（24校）、特別支援学校（11校）
私立学校（8校）
県内幼稚園（23施設）、保育所（園）（172施設）、こども園等（16施設）
市町村教育委員会、障がい福祉団体等

2. 配付部数

小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所（園）、こども園	各校2枚
特別支援学校	各校5枚
市町村教育委員会、障がい福祉団体等	各1～2枚

<手話の普及に関する最近の動き及び今後の予定>

平成26年4月 手話検定及び通信教育助成制度を開始（手話検定は10月実施される予定）
平成26年4月 手話普及コーディネーターの配置（鳥取聾学校本校及び分校に各1名）
平成26年5月 手話普及支援員の募集及び配置（80名程度の応募）
（県内学校への派遣による手話普及活動）
平成26年7月 手話ハンドブック（活用編）の作成・配布
平成26年9月 手話ハンドブック（入門編）及び（活用編）のDVD作成・配付

鳥取県立図書館「国際交流ライブラリー」の開設について

平成26年8月21日

図 書 館

鳥取県立図書館では、国際理解と交流促進、グローバル化に対応した人材育成を支援するため、環日本海交流室の機能を拡充し、広く海外情報を収集・提供する「国際交流ライブラリー」を8月1日に開設した。

1 背景

県立図書館は、平成7年に環日本海交流室を設け、環日本海諸国との文化面での交流を支援してきた。しかし、近年鳥取県では、米子ーソウル便、DBSクルーズの就航に続き、香港とのチャーター便、タイに鳥取県東南アジアビューローを設置するなど、より広範な海外との交流が進んでおり、図書館においてもグローバル化に対応した情報提供や人材育成の支援が求められている。

2 開設日

平成26年8月1日（金）

3 ライブラリーの構成

(1) 海外情報コーナー

～世界各地の現地情報とニュース・トピックス～
(主に海外に関心のある方へ)

海外の雑誌・新聞、海外旅行や海外留学、ビジネスなどに役立つ本がある。企画展示では毎月様々な海外の文化を紹介する。



「海外情報コーナー」

(2) 国際理解コーナー

～世界の文化や言葉を知ろう～ (外国語を学びたい方へ、海外の文化を知りたい方へ)

外国語の絵本・児童書、語学学習の本、海外の文化を知る本・日本文化を外国語で紹介する本、国際的に活躍する人や企業の本を揃えている。

(3) 環日本海図書コーナー

～古くからつながりの深い環日本海諸国の外国語図書～ (環日本海諸国出身の方へ)

中国語・ハングル・ロシア語のさまざまな分野の本を揃えている。日本文学の翻訳版や各国有名作家の代表作も貸出できる。

(4) 洋書コーナー(郷土資料室内)

～県内最大級の洋書コレクション～ (英語圏出身の方へ、洋書を読みたい方へ)

約4000冊の洋書がある。映画の原作や海外のベストセラー作品、日本を紹介する洋書もある。



「国際理解コーナー」



「洋書コーナー」→



4 国際交流ライブラリー開設記念行事

(1) オープニングセレモニー テープカット

日時 平成26年8月1日(金) 午前8時45分～9時
場所 鳥取県立図書館 2階 国際交流ライブラリー
出席者 鳥取県教育委員会 教育次長 小椋博幸
公益財団法人鳥取県国際交流財団 常務理事 内田克彦
鳥取県立鳥取西高等学校 外国語指導助手 キア・クラウス
鳥取県文化観光スポーツ局交流推進課 課長 門脇誠司
鳥取県立図書館 館長 高橋紀子

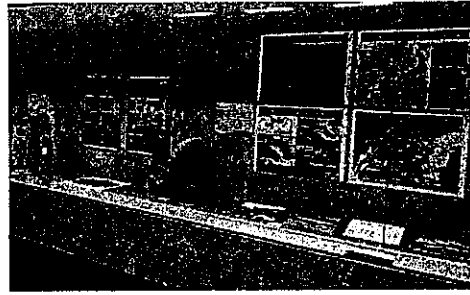
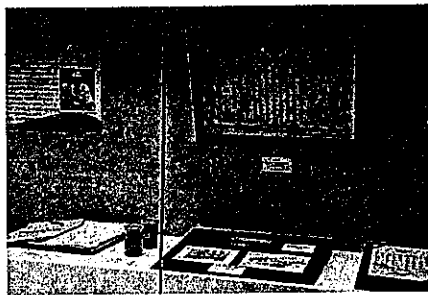


←オープニングセレモニー テープカット

(2) 国際交流ライブラリー開設記念展示「つながるー広がるー世界と鳥取」

日時 平成26年7月25日(金)～8月30日(土)
場所 鳥取県立図書館2階特別展示室
内容 世界と鳥取県のつながりを紹介する企画展

- ①「歴史にみる国際交流」
青谷上寺地遺跡発掘遺物、ラングレン「東アジア図」、漂流朝鮮人之図など
- ②「鳥取の技術の世界へ」
鳥取大学乾燥地研究センターの取り組み、遠山正瑛先生の活動紹介など
- ③「国際交流の今と未来」
ブラジル・ドイツとの交流、鳥取県の国際化の状況など
- ④「世界とつながる鳥取」
鳥取県内の市町村・学校と交流のある国々を紹介した世界地図



左：遠山正瑛先生の活動紹介
右：「国際交流の今と未来」

(3) 国際交流ライブラリー記念講演会

「人間いつだって好奇心～世界遺産は図書館を使うと2倍面白い～」

日時 平成26年8月24日(日) 午後2時～4時
場所 鳥取県立図書館2階大研修室
講師 鳥取県図書館協会会長、前大山町教育長、海外シニアボランティア 山田 晋氏

(4) 「外国語で楽しむえほんのじかん」

日時 平成26年8月10日(日) 午前11時30分～12時(ロシア)
平成26年8月17日(日) 午前11時～11時40分(ハワイ)
場所 鳥取県立図書館2階研修室

県内文化財建造物の新規国登録について

平成26年8月21日
文化財課

平成26年7月18日に、国の文化審議会（会長 宮田亮平）から文部科学大臣に下記の文化財を新規登録するよう答申されました。

記

【文化財の概要】

名称および所在地

○立川^{たちかわいなりじんじゃ}稲荷神社本殿、^{はいでん}拝殿及び^{へいでん}幣殿、^{ちゅうもん}中門（鳥取市立川町） 3件

○摩尼^{まにじ}寺本堂、^{しょうろう}鐘楼、山門（鳥取市覚寺） 3件

○米原^{よねはら}家住宅主屋、^{しゅおく}土蔵、^{かみのもん}上門及び^{しものもん}塀、^{しものもん}下門及び^{しものもん}塀（智頭町智頭） 計4件

計 3所10件

特 徴

- 立川稲荷神社：本殿と中門は、立川村の産土神（うぶすなかみ）であった稲荷神社と近隣の北野神社が合祀された大正年間に建てられ、拝殿及び幣殿は江戸時代の建物を増改築されたもの。明治後期以降に多く建てられた装飾の少ない本殿を中心とした、静謐な社叢空間を伝える。
- 摩尼寺：摩尼寺は平安時代開基と伝わる因幡の古刹で、古くから因幡の死者の靈魂は摩尼山へ行く信じられ、多くの人の信仰を集めた。江戸時代末期の特徴である装飾的な彫刻が多数みられる本堂など、当寺の中心的な建物群が登録される。
- 米原家住宅：近代に県財政界の重鎮となった当家の屋敷地は、智頭往来と備前往来の交差する角地に立地し、元は國米家（こくまいけ）の屋敷であったものを、明治38年以降に米原家の所有となったものである。角地に建つ主屋は、良材を駆使し高い技術で建てられた近代和風建築で、門や塀など一連の建物からなる屋敷構えは、智頭宿の町並みに景観に大きく寄与している。

登録件数 国の登録有形文化財は県内で173～183件目（うち建造物は170～180件目）

国登録文化財	国指定文化財	県指定文化財
(180)	(18)	(22)
183	119	257

() 内は建造物の数

登録物件の所在する市町村の文化財件数（今回登録後）

	国登録文化財	国指定文化財	県指定文化財
鳥取市	(39)	(4)	(4)
	40	29	103
智頭町	(18)	(1)	(1)
	19	5	12

() 内は建造物

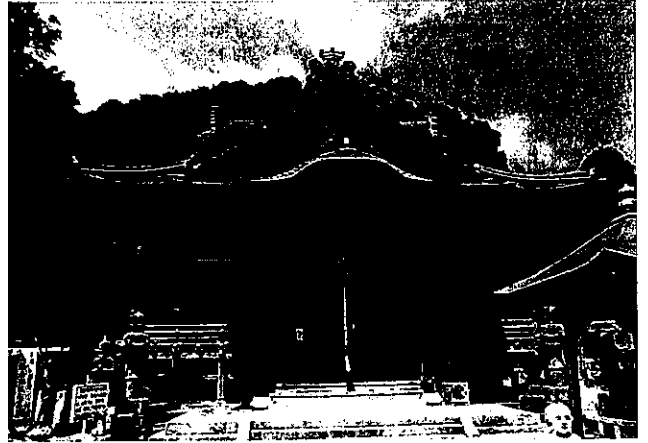
※今年度の初の文化財登録答申。（前回は平成26年3月18日答申の木島家住宅（若桜町））

立川稲荷神社



立川稲荷神社 本殿

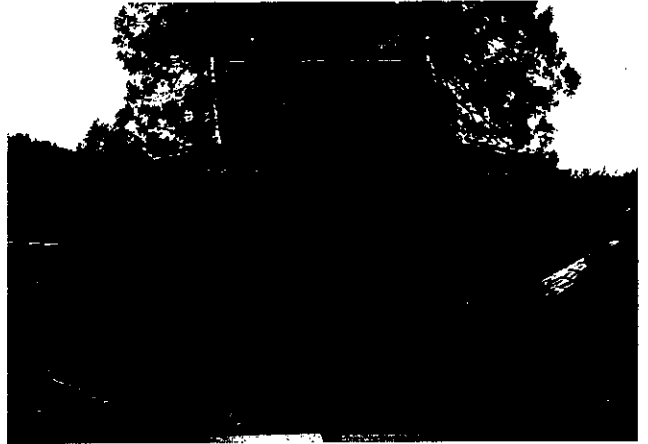
摩尼寺



摩尼寺 本堂



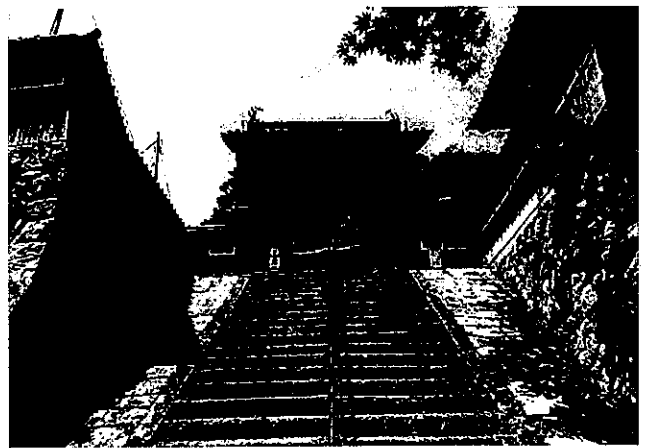
立川稲荷神社 拝殿及び幣殿



摩尼寺 鐘楼



立川稲荷神社 中門

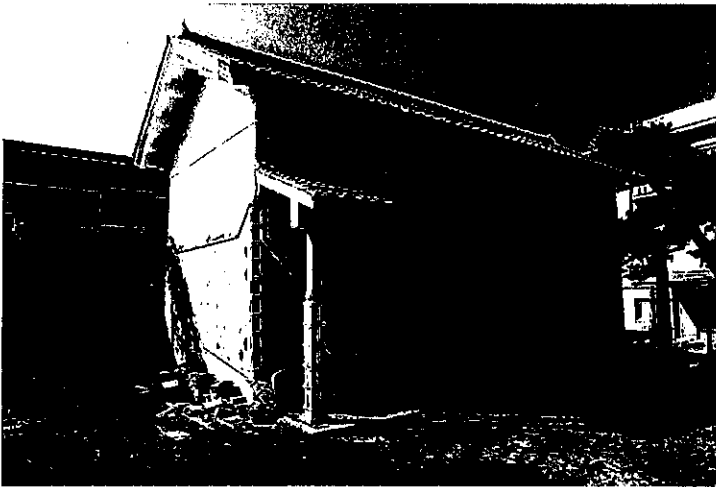


摩尼寺 山門

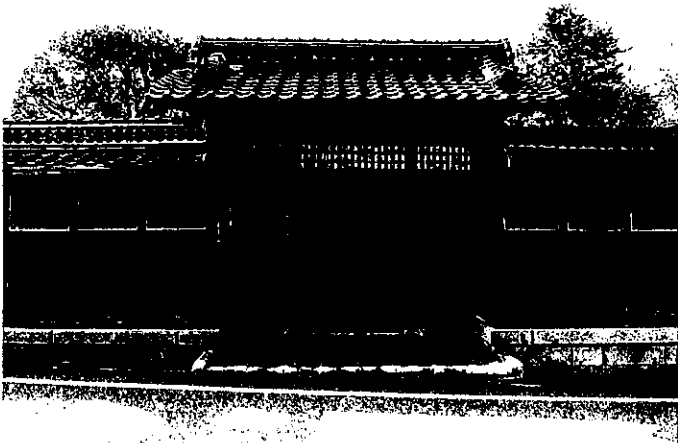
米原家住宅



米原家住宅 主屋



米原家住宅 土蔵



米原家住宅 上門及び塀



米原家住宅 下門及び塀

文化財の県指定について

平成26年8月21日
文化財課

平成26年8月11日に開催された鳥取県文化財保護審議会において、下記の文化財を鳥取県天然記念物及び鳥取県保護文化財の指定することに、また、鳥取県有形民俗文化財の追加指定することについて、鳥取県教育委員会に答申されました。

記

【指定】鳥取県天然記念物

名称	所在地	指定基準
ひょうのせん 氷ノ山のキャラボク群落	若桜町	1 植物 (3) 代表的高山植物帯、特殊 岩石地植物群落

<指定理由>

鳥取県若桜町と兵庫県養父市、宍粟市にまたがる氷ノ山(1,510m)では風衝や積雪の影響で、標高1400m以上の場所はブナ、リョウブ、ナナカマドなどの低木林やササ草原となっている。キャラボクは登山道沿いでは標高1300mより上部に点在するが、特に氷ノ山山頂の南西側緩斜面(鳥取県側)のササ草原内にまとまった群落を形成している。

氷ノ山のキャラボク群落は中国山地では大山に次ぐ規模をもつ。著名な図鑑類(原色日本植物図鑑など)で大山とともにキャラボクの生育地として言及されるなど日本全体の自然分布からみてもその価値は高い。最大の群落である大山から約90km離れた氷ノ山のキャラボクは、種の存続とその遺伝的多様性確保の点から、一定の個体数を持つ群落として学術的価値が極めて高い。



氷ノ山のキャラボク群落 (近景の濃い緑がキャラボク)



若桜町指定天然記念物「氷ノ山の大キャラボク」

【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	指定基準
しんごうじ 新興寺文書	鳥取市	古文書の部 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの 4 古文書類、日記、記録等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

<指定理由>

新興寺は和銅年間（708～715年）に始まったとされ、平安時代には因幡における密教信仰の拠点となっていた。

ここに新興寺に関連する中世文書が12通ある（現在は県立博物館に寄託）が、この内、承久の乱（1221年）後、新補地頭（*）として隣接する安井保に着任した青木実俊が寺領を侵犯したため寺と争ったという記事は、因幡の地頭について具体的な人物が確認できる唯一の事例である。また、因幡守護となった名和長年が新興寺の寺領を安堵した書状は、全国的にも数例しかない長年の書状としても貴重である。

県内に残る中世文書が少ない中で、数量的にまとまっているだけでなく、南北朝動乱期における寺及び周辺地域の様相を知ることができる点で学術的価値が極めて高い。

*承久の乱後、鎌倉幕府が朝廷方から没収した土地に新たに補任した地頭の意。



名和長年安堵状

【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	指定基準
ほうきのくにやばせぐん 伯耆国八橋郡 かみいせむらかたみじんじゃ 上伊勢村方見神社 しんしよくいけもとけしりょう 神 職池 本家資料	鳥取市	古文書の部 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの

<指定理由>

方見神社は、伯耆国中央部を流れる加勢蛇川の左岸に位置し、かつては上伊勢御宮などとも称され、古くから伊勢神宮の拠点の一つであったと考えられる。

本資料は、方見神社神主であった池本家に伝来した文書（現在は県立博物館に寄贈）である。そのうち、中世文書（及びそれに準じる近世初期の文書）は8通伝来している。戦国時代にこの地域にも勢力をおよぼした尼子勝久や吉川元春の関係史料としても貴重であるが、特に、加勢蛇川や津波並（北栄町妻波）に架かる橋の修造工事に対し、現地の住民たち（「地下中」）が動員され、地域社会が作業を担って行われたことがわかる点は、重要である。

県内に残された中世文書は少なく、まとまって伝来していること、及び地域社会の様子をうかがわせる希有な資料として、学術的価値が極めて高い。



尼子勝久書状

【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	指定基準
ここおげ 古郡家1号墳出土 遺物一括	鳥取市	考古資料の部 3 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの

<指定理由>

鳥取市古郡家字上ノ山に所在する古郡家1号墳から出土した考古資料である。

古郡家1号墳は、標高48mの上ノ山丘陵部に立地する全長92.5mを測る因幡地方で最大級の前方後円墳で、後円部墳頂部にて3基の埋葬施設（中央棺、南棺、北棺）が確認されている。

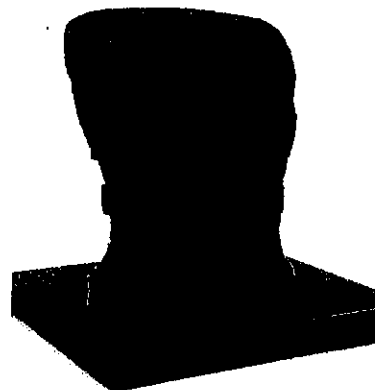
埋葬施設からは、鉄製武器、短甲、青銅鏡、玉類等が出土している。このうち中央棺から出土した青銅鏡は突起付重 圈文鏡で、同型品は奈良県新沢500号墳（国史跡新沢千塚古墳群内）からの出土が知られるのみであり、北棺から出土した短甲は長方板革綴短甲の類例中最古に位置付けられるなど、畿内との強いつながりを示唆する貴重な資料が含まれている。

また、墳丘からは家形埴輪、円筒埴輪、朝顔形埴輪の破片が多数採集され、これらは、山陰における埴輪祭祀導入の実態を知るうえで貴重な資料である。

以上のように、本古墳出土資料は山陰地方における古墳時代史を考える上で、重要な一括資料として学術的価値が極めて高い。



とつきつきじゅうけんもんきょう
突起付重 圈文鏡



ちようほうばんかわとじたんこう
長方板革綴短甲

【追加指定】鳥取県有形民俗文化財

名称	所在地	指定基準
ばばちまん 馬場八幡人形芝居 道具	鳥取市	1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において我が県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等

<指定理由>

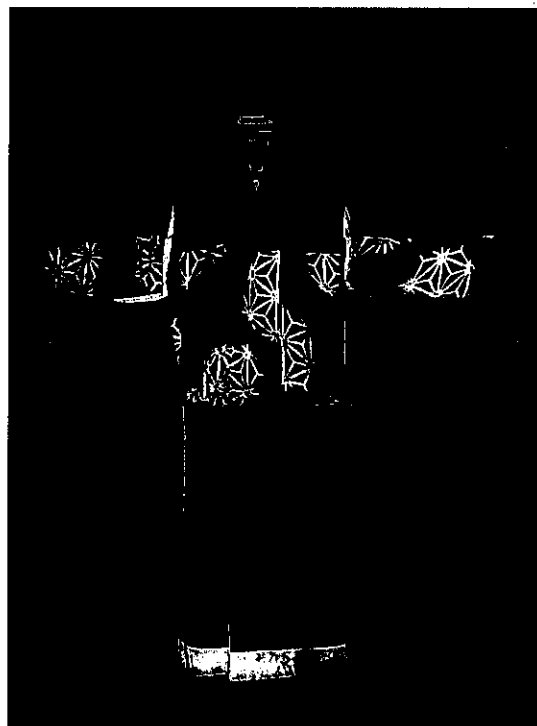
馬場八幡人形芝居道具は、鳥取市馬場に伝わる八幡永楽座芝居道具である。昭和34年にその一式が県指定有形民俗文化財に指定され、点数は、人形頭30点、衣装106点、幕その他12点の計148点となっている。

しかし、特に人形の衣装や幕などは経年劣化や退色など、本来の彩色状態を永くとどめることは難しく、できるだけ早い段階で画像記録を作成し、文化財の本来的な姿を保存する必要性が生じた。

そのため、平成22年度から4ヶ年をかけて詳細調査と画像記録作成を行い、結果を報告書としてまとめ、平成26年3月に刊行したところである。その過程で指定当時の点数と齟齬を来していることが判明し、このたびあらためて整理した結果を基に、指定点数を確定した上で、362点及び附7点を指定文化財として整理するものである。



武内宿禰と応神天皇



着流

参考：鳥取県の国・県指定文化財の件数

() は今回の新規指定決定件数であり外数

県内	県指定文化財	257 (3)	国指定文化財	119
	保護文化財	123	国宝・重要文化財	56
	絵画	19	絵画	3
	古文書	4 (2)	古文書	0
	彫刻	41	彫刻	18
	工芸品	14	工芸品	5
	書跡	0	書跡	1
	考古資料	19 (1)	考古資料	11
	歴史資料	2	歴史資料	0
	建造物	21	建造物	18
	工芸・考古資料	4	工芸・考古資料	0
	彫刻・建造物	1	彫刻・建造物	0
	史跡	19	特別史跡・史跡	31
	名勝	7	名勝	4
	名勝・史跡	0	名勝・史跡	1
	名勝・天然記念物	0	名勝・天然記念物	1
	天然記念物	54 (1)	特別天然記念物・天然記念物	19
	有形民俗文化財	3	重要有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	41	重要無形民俗文化財	3
	無形文化財保持者・団体	7	重要無形文化財保持者・団体	1
	伝統的建造物群保存地区	1	重要伝統的建造物群保存地区	2
	県選択	2	国選択	9
	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	2	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	9

第1回鳥取県立博物館現状・課題検討委員会の結果等について

平成26年8月21日
博 物 館

1 日 時

平成26年8月7日（木）午後1時15分から午後3時40分まで

館内視察：午後1時15分から午後2時30分まで

会 議：午後2時35分から午後3時40分まで（傍聴者との意見交換を含む。）

2 場 所 鳥取県立博物館 会議室

3 出席者 別紙1のとおり

4 会議概要

○これまでの経緯及び今後の進め方について、別紙2により説明

（説明の留意点）

- ・従来の経緯もあり特定地域への美術館建設を要望する向きもあるが、何を建設すべきか決めてはいない。現在地での3分野（自然、人文、美術）存続は困難だとしても、自然科学館や歴史民族館を独立させる方が良いかもしれない。博物館に求められる方向性や県民のニーズを踏まえ、どうするのが良いか、白紙で一から検討してほしい。
- ・本委員会では、博物館の抱える課題への対応策を整理して、メリット、デメリットや所要費用を明らかにした選択肢を幾つか提示していただきたい。本委員会でそれを一つに絞り込むようなことは難しいと思う。

○現状の分析・点検の方法について、別紙3により説明

（主な意見）

- ・文科省の委託により日本博物館協会が作成した博物館自己点検システムは、「対話と連携」による博物館づくりに極めて有効だと思うので、是非活用してほしい。
- ・収蔵品は今後も増え続けると思うが、受入れ上限等についてガイドライン、ルール等はあるか。
⇒受入れ時に学術的に価値あるもの等に絞り込んでいる。そのように価値ある物を保管し続け、次代に引き継いでいくのが博物館の使命であり、収蔵品が増え続けるのは永遠の課題なので、収蔵庫を増設する余地等も考えておく必要がある。
- ・資料の収集保管とその調査研究は密接に関連するので、両機能を担う場所は近接している方が良い。その辺は、評価項目に入っているか。
⇒原案にはないので、追加したい。
- ・今まで観光客に博物館を紹介することになかったが、貴重な資料が所蔵されているので、それらが全て展示できるような広い博物館が中部にできれば、皆さんを案内したい。観光拠点になると思う。

5 傍聴者との意見交換

（主な意見）

- ・博物館の中の美術部門を美術館として独立させ、鳥取市に整備すべき。新美術館には何か目玉作品が必要。
⇒先ほど言ったように、そうした議論は次の段階の話になる。
- ・私は美術館を新設すべきだと思うが、現施設も活用すべきである。それらに費用がどれ位かかるのか、皆が認識しておく必要がある。その点も検討してほしい。
⇒複数の選択肢を示す際には、それぞれについて概算費用も示したいと考えている。

6 次回の日程

9月上旬を目処に日程調整中。

鳥取県立博物館現状・課題検討委員会 委員名簿

氏 名	役 職 等	出 欠
はやしだ ひでき 林田 英樹	元文化庁長官、元国立科学博物館長、元国立新美術館長	出席
はんだ まさゆき 半田 昌之	日本博物館協会専務理事、たばこと塩の博物館学芸部長	出席
やぶもと よしたか 藪本 美孝	北九州市立自然史・歴史博物館 自然史担当係長	出席
こいずみ ほん 小泉 凡	島根県立大学短期大学部教授	出席
みずさわ つとむ 水沢 勉	神奈川県立近代美術館館長、元県立博物館美術品収集評価委員	欠席
きぬがさ ゆきお 衣笠 幸雄	株式会社TBSサービス代表取締役社長、元TBS常務取締役	出席
まつもと かずお 松本 一夫	鳥取県公民館連合会理事、境港市渡公民館長	出席
よこやま かおる 横山 薫	鳥取県PTA協議会ブロック理事	欠席
きたむら じゅんこ 北村 順子	鳥取市立宝木小学校校長	出席
たけがみ じゅんこ 竹上 順子	米子商工会議所女性会理事、(株)インタープロス代表取締役	欠席
ふじい みさこ 藤井 美紗子	鳥取県観光連盟理事、鳥取県旅館組合おかみの会会長	出席
ほんじょう みさこ 本城 美佐子	鳥取県文化団体連合会、鳥取県演劇連盟会長	出席

【事務局】

所 属	役職	氏 名
鳥取県		
文化観光スポーツ局 文化政策課	課長	神庭 伸子
鳥取県教育委員会		
文化財課 歴史遺産室	室長	松井 潔
博物館	館長兼理事監	大場 尚志
	副館長	木下 一朝
	副館長兼美術振興課長	尾崎 信一郎
	学芸課長	西村 俊明

これまでの経緯及び今後の進め方について

平成26年8月7日
博 物 館

県立博物館は築後40年以上経過し、多くの問題を抱え、そのあり方について抜本的な見直し検討が必要な時期に来ている。

1 経緯

別紙のとおり

2 主な問題点

○建物・設備の老朽化

- ・建物本体の経年劣化による雨水の浸入対策が必要
- ・耐用年数を超過した電気・機械の諸設備の更新が必要

○収蔵庫の狭隘化

【原因】資料の大幅増（S47：45千点 → H25：250千点）

- ・館内倉庫や通路部分などを転用している実態
- ・収蔵庫保管資料も過密状態

○駐車場不足の慢性化

- ・敷地内は21台、堀端に21台しかなく、絶対的に不足
- ・周辺の公共施設駐車場（県庁、県庁北側、法務局等）活用にも限界

○県民ニーズへの対応

- ・常設展示については、固定化・陳腐化しがちなため、機動的な内容更新、体験型展示の導入など工夫が必要
- ・展示室が限られているため、企画展を充実させると県民ギャラリー等に利用してもらうのが困難になる。

3 今後の進め方

「鳥取県立博物館現状・課題検討委員会」で、最新の全国動向や社会経済情勢等も踏まえつつ、県立博物館のあり方について総合的な視点から検討を進める。

(1) 審議事項

- (1) 博物館のこれまでの取組の点検及び現状における問題点に関する事項
- (2) 今後の博物館に望まれる機能や活動の方向に関する事項
- (3) (1)、(2)を踏まえて整理された課題への対応策に関する事項

(2) 委員構成

最近の博物館の課題等に詳しい県外有識者、県内の社会・家庭・学校教育及び商工、観光、文化の関係者などで構成。

(3) 今後の予定

○現状点検等…平成26年9月頃まで

- ・博物館の現状を実地に調査・確認した上で、その特徴や問題点、更には優れた点等を総合的、客観的に点検・分析する。

○先進施設視察…平成26年10月頃

○課題整理等…年度末まで

- ・ソフト・ハードの両面で課題や対応策を予測・整理し、県民的な議論のたたき台を提示する。

(別紙)

博物館の在り方検討に係る経緯

年月日	内 容
平成3年2月	第6次鳥取県総合計画 「県立博物館の将来構想の検討を行い、自然・美術・人文系の独立館設置を含め、今後の整備についての基本計画を策定」
平成5年1月	県立博物館将来構想調査研究委員会(内部の研究会)が「博物館の将来構想について」教育長に報告 「当面は美術分野の新施設を整備し、次に自然分野、最終的に人文分野を独立させ、その後に現在の施設を撤去し、跡地は史跡にふさわしい利用に供する。」
平成6年8月	県立美術館基本構想検討委員会が「県立美術館基本構想について」提言 提言内容：県立美術館の設置目的、名称、基本的性格、機能、資料収集方針など
平成8年3月	第7次鳥取県総合計画 計画期間(5年間)中に県立美術館の建設に着手。県立博物館の改修計画を策定
平成8年7月	教育委員会で「鳥取県立美術館建設の基本的方向」を決定 基本テーマ：ふるさと～未来～はばたき 建設場所：鳥取県立鳥取少年自然の家敷地内(鳥取市桂見)
平成9年9月	教育委員会で「鳥取県立美術館(仮称)基本計画」を決定 ←県立美術館基本計画策定有識者懇話会での議論(H8年11月～)を反映
平成11年2月	美術館の建築・造成の基本設計を公表 ←県立美術館建設協議会での議論(H10年3月～)を反映
平成11年5月	片山知事が美術館の建設場所再検討を宣言(同年5月県議会) その後、巨費を投じるプロジェクトなのに県民の支持や内容検討が不十分として、運営体制など内容面の再検討を表明(同年12月県議会・翌年3月県議会) ↓ 大規模プロジェクト見直しの一環として整備計画を凍結(H15年8月に鳥取市に「現状では美術館建設は困難」と回答→市は「美術館通り」整備を休止)
平成19年12月	平成18年度決算審査特別委員会の報告 「収蔵品が適正に保管できるよう県の遊休施設を利用するなど、早急に収蔵場所を確保すべき。駐車場については、鳥取市と緊密な連携を図り、あらゆる手段で利用者利便向上策を早急に検討すべき。」 ↓ 応急収蔵対策(旧鳥取農高実習棟を倉庫化、館内に図書棚を整備等)を実施(H21～23年度)
平成20年12月	鳥取県の将来ビジョン 「財政事情が許せば県民合意を得た上で美術館を建設」
平成24年11月	平成23年度決算に係る監査意見 「貴重な所蔵品を県民に公開することを念頭に置き、良好な状態で適正に保管できる所蔵場所の確保を早急に検討されたい。」 H25年2月議会で教育長「(築後40年経過した博物館は)長期的な視点に立ち議論を始めるべき時期に来ている。」
平成25年11月	平成24年度決算に係る監査意見 「博物館協議会で収蔵庫や現施設老朽化への対応、博物館機能のあり方などについて意見が交わされているが未だ方向性は示されていない。博物館のあり方について分館の設置も視野入れ検討を急ぎ、早急に方針を示されたい。」 H25年11月議会で教育長「(様々な問題が表面化しており)将来を見据え博物館のあり方を根本的に検討する時期に来ている。来年度、外部の有識者を含めた検討委員会を設け具体的議論を行う。」
平成25年12月	平成24年度決算審査特別委員会の報告 「博物館の現状や課題を整理し、今後の博物館のあり方について、ゼロベースから検討・議論を始め、県民理解を得た上で、早急に今後のあるべき姿の方向性を決定していくべき。」 H26年2月議会で知事「博物館については展示等も工夫し、人員も充実するなど努力した結果、H24年度は11万人超が来館したが、収蔵庫に窮屈感、展示室に狭隘感があるので、教育委員会を中心にして検討して貰う。知事部局としても、有機的に連携・参画する。」 同議会で教育長「来年度は、外部の専門家も入れて評価基準を作成し、博物館のこれまでの活動や現状を客観的に評価して、今後の議論の基盤を作りたい。その検討結果を県民にも示して意見をいただきたい。1年程度時間をかけて検討した上で、整備方針を議論したい。」

鳥取県立博物館 点検項目一覧

点検項目	内容
A	館長・館の経営責任
B	利用者・市民・地域との関係
C	展示
D	教育普及
E	学芸員・一般職員
F	調査研究
G	資料・コレクション
H	施設・アメニティー
独自点検項目	B:利用者・市民・地域との関係
	C:展示
	D:教育普及
	E:学芸員・一般職員
	H:施設・アメニティー

※ 点検項目A～Hは、文部科学省からの委託により公益財団法人日本博物館協会が開発した「博物館自己点検システム」の項目である。

鳥取県立博物館 点検項目/A

<館長・館の経営責任>

No.	点検項目
A01	館と設置者の間の連絡調整を定期的に行っている。
A02	館の使命(設置目的や基本理念)をわかりやすい言葉で明文化している。
A03	館の使命(設置目的や基本理念)を来館者用リーフレット、ホームページ、広報誌などに掲載している。
A04	館長の身分は、常勤である。
A05	館長は、人事(上申権の場合も含む)・財務・事業など、館の経営全般にわたる権限を有している。
A06	館の事業や業務に関して、意思決定のための会議を定期的に行っている。
A07	館として中長期的な経営目標(設置者が認知・了解しているもの)を定めている。
A08	経営目標を達成するために年度毎の経営計画を立てている。
A09	事業面、管理運営面など全般にわたる自己評価を実施している。
A10	事業面、管理運営面など全般にわたる外部評価を実施している。
A11	中長期の財務計画を策定している。
A12	自己収入額、自己収入比率の少なくともどちらか一方について目標を設定している。
A13	館の活動に関する法令・条約・倫理規程をすぐに参照できるところに置いている。
A14	年報、要覧やインターネットを通して、事業実績や目標の達成状況、財務など、館の運営状況を公開している。
A15	職員の志気を向上させるために、目標管理、提案制度、報奨制度、自己申告制度などの仕組みを設けている。

鳥取県立博物館 点検項目/B

<利用者・市民・地域との関係>

No.	点検項目
B01	館として、広報宣伝計画を策定している。
B02	館のホームページを開設し、掲載内容を適時・適切に更新できる体制をとっている。
B03	館の広報誌(ニュース・レターなど)を発行している。
B04	来館者の実態や来館者数の動向を把握するための調査を実施している。
B05	来館者数に目標を立てている。
B06	館の利用実態や動向、利用のニーズを知るために、館利用に関するアンケートやモニター調査を実施している。
B07	高齢者に対する配慮として、入館料の割引(無料を含む)を実施している。
B08	障害者に対する配慮として、入館料の割引(無料を含む)を実施している。
B09	「友の会」を設置している。
B10	「ボランティア制度」を導入している。
B11	サークル、NPOなどと関わるなかで、市民が館の事業に参画する機会を設けている。
B12	「博物館協議会」などを通じて市民に、館の運営に参画してもらっている。
B13	地域と連携するための方針・計画を、館として策定している。
B14	地元の企業・団体(商工会、商工会議所など)と協賛・協力し、事業を実施している。

鳥取県立博物館 点検項目/C

<展示>

No.	点検項目
C01	展示方針を策定し、計画的に展示を行っている。
C02	常設展示は定期的に更新している。
C03	アンケートを実施するなどして、観覧者の満足度を把握している。
C04	展示について、観覧者数の目標を設けている。
C05	展示図録やガイドブックを作成・配布(販売)している。
C06	館の専門スタッフ(学芸員など)による展示の案内・解説を、曜日や時間を決めて定期的実施している。
C07	ボランティアによる展示の案内・解説を、曜日や時間を決めて定期的実施している。
C08	館内の案内表示を外国語で行ったり、外国語による案内パンフレットを作成したり、外国人向けの館内案内を行っている。
C09	特別展・企画展の図録を刊行している。
C10	参加体験型の展示を導入している。
C11	展示室内に監視員や監視カメラを配置している。
C12	展示品の点検を曜日や時間を決めて定期的に行っている。
C13	展示品の展示環境について温度や湿度や光量を管理している。
C14	展示機器を定期的に点検するとともに、故障があった場合に迅速・適切に対応できる体制を整えている。
C15	特別展・企画展などの記録・報告書を作成している。

鳥取県立博物館 点検項目/D

<教育普及>

No.	点検項目
D01	教育普及活動を、策定した方針のもとに計画的に行っている。
D02	アンケートを実施するなどして、教育普及活動への参加者の満足度を把握している。
D03	教育普及活動について参加者数の目標を設けている。
D04	質問・相談・問い合わせの窓口を利用者に向けてはっきり示している。
D05	来館しなくても質問・相談・問い合わせのできる体制(電話・ファックス、手紙、インターネットの活用など)を整えている。
D06	博物館の利用方法についての講座、学芸員の仕事を体験する講座、バックヤードツアーなど、館の利用を支援する教育普及活動を実施している。
D07	来館者用の図書・情報コーナー(室)を設けている。
D08	出張・移動活動(アウトリーチ活動)を行っている。
D09	学校の利用に備えて、プログラムを準備したりスタッフを用意したりしている。
D10	団体利用の児童・生徒に対して、館としてオリエンテーションを行っている。
D11	学校の教員向けの利用説明会や研修会を行っている。
D12	博物館実習の実習生を受け入れている。
D13	インターンシップの学生を受け入れている。
D14	教育普及活動に関して活動の記録を作成している。

鳥取県立博物館 点検項目/E

<学芸員・一般職員>

No.	点検項目
E01	常勤の学芸員が配置されている。
E02	学芸員を専門職として採用している。
E03	学芸に関わる職員の採用にあたって学芸員資格を要件としている。
E04	学芸員について、人事異動や人事交流を行っている。
E05	学芸員を幹部職員(館長、副館長、部長)に任用している。
E06	他館や他機関が主催する研修に、学芸員を派遣・参加させている。
E07	学会の大会や他館・他機関主催の研究会に学芸員が参加することを、館の業務として認めている。
E08	展示や教育普及、調査研究、保存など学芸員の活動の成果を、館として、刊行物等で公開している。
E09	学芸系の職員のほかに常勤の職員が配置されている。
E10	学芸系ではない職員を対象にした研修を、館として実施している。

鳥取県立博物館 点検項目/F

<調査研究>

No.	点検項目
F01	館として、調査研究の方針・計画を策定している。
F02	調査研究のための予算措置を行っている。
F03	館として専門誌・専門書を購入したり機材・器具を設備したり、調査研究を進めるための環境整備を行っている。
F04	学芸系職員の勤務時間・職務内容について、調査研究の遂行のための配慮を加えている。
F05	収集している資料と関連する学問分野について、調査研究に取り組んでいる。
F06	資料の管理・修復・保存・展示・教育普及活動の理論や方法、博物館経営など、博物館学分野での調査研究に取り組んでいる。
F07	地域への貢献を視野に、館が所在する地域や地域の資料について、調査研究に取り組んでいる。
F08	調査研究の経過・成果を記要や報告書などで外部に公表している。
F09	他館や他研究機関と共同研究を行っている。

鳥取県立博物館 点検項目/G

<資料・コレクション>

No.	点検項目
G01	館として資料収集の方針を策定している。
G02	法令、条約、倫理規程などを遵守して資料収集するために、館としてガイドラインを策定している。
G03	資料の出所・来歴の妥当性、真贋などの検討を外部の専門家を含めて行い、その助言を得て資料の購入・受入れを決定している。
G04	収集した資料のうちの7割以上を資料台帳に登録している。
G05	収蔵資料のうちの7割以上について資料情報を記録している。
G06	収蔵資料のうちの7割以上の資料について所在を正確に確認できている。
G07	未整理資料について整理の計画を立てている。
G08	温湿度・光量の管理が必要な資料のうちの半分以上の資料について、必要とされる管理を行っている。
G09	総合的有害生物管理(IPM)の考え方にに基づき、日常的に虫菌害の予防措置をとっている。
G10	少なくとも主要な資料については、定期的に資料の状態に関する点検を行っている。
G11	資料の修復を計画的あるいは必要に応じて行っている。
G12	収蔵資料の7割以上を記載した資料目録を整備している。
G13	資料目録を公開している。
G14	資料目録の7割以上をデジタル化している。
G15	資料情報の追加・更新を、適宜、あるいは定期的に行っている。
G16	資料の貸出しを認めると同時に、規定・手続きを整備している。

鳥取県立博物館 点検項目／H

<施設・アメニティー>

No.	点検項目
H01	施設の維持・改善について中長期計画を策定している。
H02	最低限、主要な建物については、耐震対策を行っている。
H03	展示室や収蔵庫など建物内の設備について、何らかの耐震対策を行っている。
H04	危機管理マニュアルを整備している。
H05	防災・防犯・救急・救命訓練を定期的実施している。
H06	不慮の事故などに備えて保険に加入している。
H07	バリアフリー化について、改善が必要な箇所を把握するための自己点検を実施している。
H08	案内表示に関して、できる箇所から、または計画的に改善を行っている。
H09	来館者の動線に関して目視調査などによって現状を把握し、必要な改善を行っている。
H10	来館者用の駐車場を、一般来館者用、障害者用、ともに用意している。
H11	休憩コーナーを設置している。
H12	喫茶コーナー・レストランを設置している。
H13	展示図録やガイドブック、教材など、館の活動を、直接、案内・紹介する物品を販売している。
H14	館が開発したオリジナル商品を販売している。
H15	利用実態に応じて開館時間を延長したり夜間開館を行ったり、開館時間の設定の見直しを行っている。
H16	接遇のための職員研修(委託業者職員の研修を含む)を、必要に応じて、あるいは定期的実施している。
H17	利用者からの苦情や要望への対応手順を定めている。

鳥取県立博物館 独自点検項目

<B:利用者・市民・地域との関係>

No.	点検項目
B追1	効果的な情報発信を行うため、最新の媒体・技術等も積極的に活用して、戦略的な広報が行える組織体制を確保している。
B追2	学生・生徒・児童の利用を促進している。
B追3	地域の大学等と連携した取組や事業も積極的に行っている。
B追4	立地地域から離れた地域の住民の利用を促進する取組、当該住民向けの教育普及活動等を積極的に行っている。
B追5	地域の学術文化の振興に資する住民の主体的な活動に対する支援や協力を積極的に行い、具体的な取組の拠点、必要な情報の発信源等として、多くの住民から評価される存在となっている。
B追6	県立博物館として、県内の市町村や民間主体が設置する他の博物館等に対し、適切な機能・役割分担の下で、必要とされる協力、連携、助言、支援等を行っている。

<C:展示>

No.	点検項目
C追1	主要な収蔵資料は、常時又は定期的に展示している。
C追2	専ら幼児、障がい者、高齢者等のニーズに対応した取組(親子連れが対象のギャラリーツアー、視覚障がい者向けの触れて楽しむ彫刻展 等)も積極的に行っている。

<D:教育普及>

No.	点検項目
D追1	専ら幼児、障がい者、高齢者等のニーズに対応した取組(親子で参加する体験教室、要介護者のための普及講座 等)も積極的に行っている。
D追2	県外作家の県内潜在制作を支援・推進し、県民が作品の制作過程や作家自身と直に接触・交流する機会を設ける取組も行っている。
D追3	教育普及のための作品制作や科学実験等が行える場所(体験学習室等)が確保されている。

<E:学芸員・一般職員>

No.	点検項目
E追1	【再掲】博物館機能の充実・強化に必要な職員が配置されている。
E追2	職員の成長を促し、資質の向上が図れる取組(研修的な人事交流、自主研究の指導・支援 等)が制度的又は継続的に実施されている。

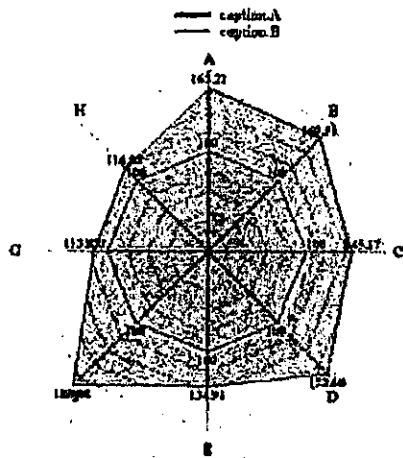
<H:施設・アメニティー>

No.	点検項目
H追1	施設の老朽化への対応を計画的に実施している
H追2	中長期的な展示更新や資料増大を見通し、必要な対応を計画的に実施している
H追3	来館者用駐車場は、必要な数を用意している
H追4	障がい者等が利用しやすい形でバリアフリー化されている。
H追5	来館者の基本動線が、極力シンプルで分かりやすいものとなるように設定されている。
H追6	展示室は、大型化する資料等に対応できる広く高い空間が確保され、多様な展示方法に柔軟に対応できる高機能の可動壁等が整備されている。
H追7	害虫等の侵入を押し止つつ、大型化する資料等に対応できる搬出入スペース(トラックヤード等含む。)、運搬用エレベーター、通路等が整備されている。
H追8	燻蒸等が必要な資料を他と隔離して保管できる施設が整備されている。

(1) 事例1：徳島県立博物館（総合／都道府県立／大規模）

①博物館全体の平均と比較対照

4. <結果> [博物館全体]- 比較対象館を100とした時の館の値 -



比較対象館を100とした時の館の値

徳島県立博物館 館

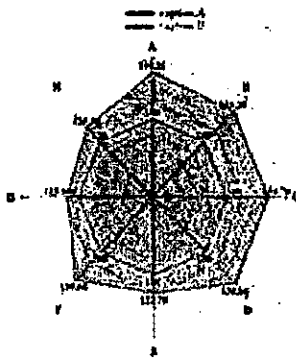
博物館全体の平均と比較対照

各領域、博物館全体の平均を100とした時の各領域の値

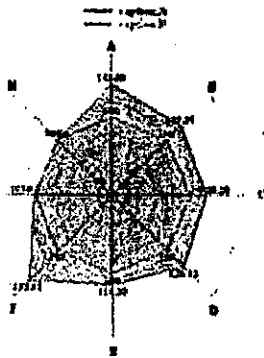
領域	comparison.A 徳島県立博 物館	comparison.B 基準 (平均=100)
A 館長・館の運営責任	141.27	100
B 利用客・市民・地域との関係	148.71	100
C 展示	145.17	100
D 教育普及	172.60	100
E 学芸員・一般職員	144.91	100
F 調査研究	148.99	100
G 資料・コレクション	143.57	100
H 施設・アメニティー	114.82	100

図4-3

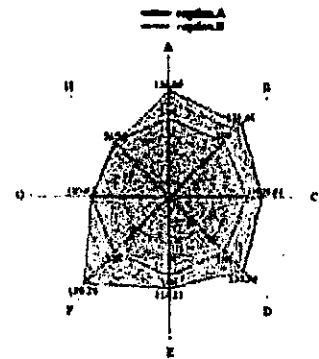
②総合博物館の平均と
比較対照



③都道府県立博物館
の平均と比較対照



④大規模館（常勤職員
数10名以上）との平
均と比較対照



*調査研究に基づき、その成果を教育普及・展示につなげることに力点をおいている館。
総合博物館としてのバランスにも特徴がある。